

近江八幡市

エネルギー価格高騰事業者支援金

募 集 概 要

Q & A

受付期間：令和6年5月1日(水)～令和6年8月30日(金)【必着】

市ホームページ URL

<https://www.city.omihachiman.lg.jp/soshiki/shoko/2/3/27622.html>

(市ホームページのトップページ左側🔍からページID検索にて「27622」で検索)

<市ホームページ OR コード>



<オンライン申請フォーム QR コード>



<もくじ>

募集概要	1 ページ
Q & A	6 ページ

<申請及びお問い合わせ先>

〒521-1392 近江八幡市安土町小中1番地8 安土町総合支所

近江八幡市 産業経済部 商工振興課 あて

電話：0748-36-5517 (直通) FAX：0748-46-5320

メールアドレス：[01^{付付}1008@city.omihachiman.l^{エル}g.jp](mailto:011008@city.omihachiman.lg.jp)

【平日：午前8時30分から午後5時15分まで】

募集概要

1. 事業趣旨

エネルギー価格の高騰が事業の実施にあたって負担となっている中小零細をはじめとする事業者に対して支援金を支給することで、事業継続を支援することを目的としています。

2. 対象者

以下の①～④の要件を全て満たす事業者

①【中小企業等】令和6年4月1日以前から本市に本社または事業所を有し、事業実態があること（※中小企業等の定義は5ページをご参照ください。）

【個人事業主】令和6年4月1日以前から本市に住民登録または事業所を有し、事業実態があり、事業収入額が総収入額の半数以上であること

②令和5年1月1日から申請日までの期間において、事業の用でエネルギー（電気、ガス、ガソリン、重油、軽油、灯油のいずれか（以下同じ））を使用した実績があること

※「直近1期分の決算書類に『水道光熱費』や『燃料費』およびこれらに類するものが計上されていること」または「各種エネルギーの使用料金等の領収書等」にて確認します。

詳しくは、「4. 提出書類」をご確認ください。

③申請日以後も事業を継続する意思があること

④申請日時点で市税に未納がないこと

3. 支援金額

中小企業等：5万円

個人事業主：3万円

※申請できるのは1事業者あたり1回限りです。

4. 提出書類

以下の書類をそろえ提出してください（審査の過程で、他の書類の提出を求める場合がございます）。なお、提出いただいた書類は返却いたしません。

<提出書類一覧>

①近江八幡市エネルギー価格高騰事業者支援金支給申請書兼請求書（別記様式第1号）

・ オンライン申請の場合は作成不要です。

②誓約書（別記様式第2号）

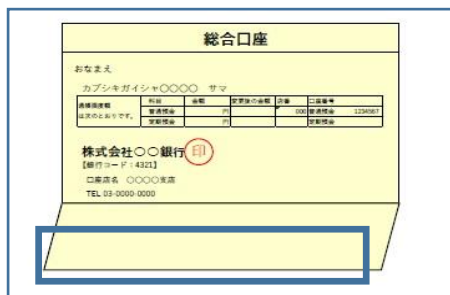
・ オンライン申請の場合は作成不要です。

③支援金の振込先口座がわかるものの写し

- ・ 振込先口座の、金融機関名・支店名・口座番号・口座名義の記載があるページの写しを添付してください。
- ・ ネット銀行等の場合は、同様の内容がわかるページの写しを添付してください。

<通帳見開きイメージ※>

<電子通帳等イメージ>



※ゆうちょ銀行の場合は、見開き下段に記載の支店名がわかる箇所もコピーしてください。

(例) この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は
次の内容をご指定ください

【店名】 四六八 (読み ヨンロクハチ)

【店番】 468 【預金種目】 普通預金 【口座番号】 〇〇〇〇〇〇〇

④【中小企業等】直近1期分の法人税の確定申告書の写し及び損益計算書の写し

【個人事業主】令和5年分の所得税の確定申告書の写し

- ・ 個人事業主であって給与収入がある場合は、令和5年分の青色申告決算書または収支内訳書も併せて提出してください。
 - ・ 創業間もない方で1期目の決算期を迎えていない場合は、以下の書類を代わりに提出してください。
 - (1) 創業日が分かるもの（開業届、法人設立届など）
 - (2) 近江八幡市エネルギー価格高騰事業者支援金収入内訳書（別記様式第3号）
- ※ (2) は個人事業主のみ。また、オンライン申請の場合は作成不要です。

⑤以下のア、イのいずれか

(ア)【中小企業等】

直近1期分の決算書類における販売費及び一般管理費の内訳が分かるもの

ただし、「水道光熱費」または「燃料費」およびこれらに類する勘定科目が計上されており、かつ、企業名が確認できるものに限る。

(例) 販売費及び一般管理費内訳表、工事原価報告書、製造原価報告書 など

【個人事業主】

令和5年分の確定申告における販売費及び一般管理費の内訳が分かるもの

ただし、「水道光熱費」または「燃料費」およびこれらに類する勘定科目が計上されており、かつ、事業所名（屋号）または代表者名が確認できるものに限る。

(例) 所得税青色申告決算書、収支内訳書

(イ) 令和5年1月1日から申請日までの期間にエネルギー経費を使用したことが分かるもの

ただし、どのエネルギー経費分であるか、使用者（申請者に限る）、使用時期、使用場所(市外の事業所でも可)が確認できるもので、事業に要したものに限る。

(例) 各種エネルギーの使用料金等の請求書や領収書、検針票など

⑥【中小企業等】近江八幡市内に本社または事業所を有することが分かるものの写し

【個人事業主】近江八幡市内に住民登録または事業所を有することが分かるものの写し

・ ④や⑤から上記のことが読み取れる場合は不要です。

(例) 営業許可証、開業届、法人の全部事項証明書（3か月以内に発行されたもの）、住民票、運転免許証（両面）、不動産賃貸借契約書（賃貸物件の場合）、自社のパンフレット・会社案内・チラシ・ホームページ、国税庁 HP「法人番号公表サイト」の自社のページ など

5. 申請期間

令和6年5月1日（水）～ 令和6年8月30日（金）まで【必着】

6. 申請方法

以下の①～③のいずれかの方法でご申請ください。

①以下の URL または QR コードから申請フォームにてオンライン申請

<URL>

<https://ttzk.graffer.jp/city-omihachiman/smart-apply/apply-procedure/7254722401838449148>

<QR コード>



②必要書類をメールにて提出。

※申請書兼請求書（別記様式第1号）は Excel 形式のままご提出ください。

③必要書類を郵送（簡易書留推奨）にて提出。

※窓口での書類の記入等のご遠慮ください。

7. 申請・お問い合わせ先

〒521-1392 近江八幡市安土町小中 1 番地 8 安土町総合支所
 近江八幡市 産業経済部 商工振興課 エネルギー価格高騰事業者支援金担当 あて
 TEL：0748-36-5517（直通） FAX：0748-46-5320
 メールアドレス：[01^{イイ}1008@city.omihachiman.lg.jp](mailto:011008@city.omihachiman.lg.jp)^{エル}
 【平日：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで】

8. その他

虚偽その他不正の行為により支援金の支給を受け、又は受けようとしたことが判明した場合は、支援金の支給又は一部を取り消す場合があります。また、既に支援金を振り込みした場合は、その金額の全部又は一部の返還を求めることがあります。

<金融機関コード、支店コード一覧>

金融機関コード	金融機関名	支店コード	支店名		
0157	滋賀	110	本店		
		312	八幡		
		322	八幡駅前		
		325	八幡西代理店		
		326	八幡南代理店		
		332	江頭		
		333	桐原代理店		
		342	武佐		
0158	京都	506	近江八幡		
		286	八幡		
0159	関西みらい	287	八幡駅前		
		288	篠原		
		289	安土		
		9900	ゆうちょ	各自お調べください。	
1602	滋賀中央信金	102	八幡		
		103	北里		
		104	八幡駅前		
		109	安土		
		110	八幡西出張所		
		180	本店		
		1604	湖東信金	013	近江八幡
		2505	滋賀県信組	032	八幡
				402	安土
		6897	JAグリーン近江	404	大中の湖出張所
411	八幡東				
412	きてかーな出張所				
416	八幡西				

■表記以外の金融機関にお振込みも可能です。
 その場合、金融機関コード及び支店コードは、通帳をご確認いただくか各金融機関にお問い合わせください。

通帳見開きページ下段に記載の
 支店名を参考にしてください。
 （見方は 2 ページを参照）

<中小企業等についての定義>

次の(a)、(b)または(c)のいずれかを満たす者。

(a) 中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者等。

ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- ・発行済株式の総数または出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ・発行済株式の総数または出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者
- ・大企業の役員または職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者

(b) 特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人等の事業を行う者で、下表「中小企業者の要件」に準じ、各要件を満たす者

(c) 法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)第 2 条第 1 項第 13 号に規定する収益事業を営む同法第 2 条第 1 項第 8 号に規定する人格のない社団等であるもの。

参考：中小企業者の要件

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額 または出資の総額	常時使用する従業員
①製造業・建設業・運輸業その他の業種（②～④を除く）	3 億円以下	300 人以下
②卸売業	1 億円以下	100 人以下
③サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
④小売業	5,000 万円以下	50 人以下

※暴力団、宗教法人、政治団体、風営法上の性風俗関連として届出義務のある者、公共法人、事業を営まない法人格のある自治会等は給付対象事業者に該当しない。

ただし、生活で使用した分のみ（事業では使用していない）のエネルギー料金の領収書等で申請いただくことはできません。

なお、当該エネルギー経費をどのような用途で事業に使用されているか確認させていただく場合があります。

問 6 賃借物件にて事業を行っています。水道光熱費は物件所有者が負担することとなり（賃借料に水道光熱費相当額が含まれており）、その旨が賃貸借契約書等に明記されています。

この場合、物件所有者名義の電気料金やガス料金の領収書等を提出してもよいですか。

答 6 エネルギー料金の領収書等を提出いただく場合は、申請者名義のもののみ有効です。この場合は申請者名義ではないため、その他のエネルギー料金の領収書等でご申請ください。

問 7 自宅兼事業所として事業を行っています。電気料金やガス料金の領収書等の名義が自分ではなく家族（配偶者、親など）名義となっているものを提出してもよいですか。

答 7 答 6 のとおりです。

2. 提出書類について

問 8 申請様式はどこで取得できますか。

答 8 今回はオンラインでも申請を受け付けておりますので、積極的にご活用ください（オンライン申請の場合は、本市指定の申請様式は作成不要です）。申請フォームは、3 ページ「6. 申請方法」をご確認ください。

申請様式を作成のうえご提出いただく場合は、市のホームページからダウンロードしてください。

ご自身でのダウンロード・印刷が難しい場合は、市役所本庁舎 1 階情報公開コーナー、安土町総合支所 2 階商工振興課窓口、近江八幡商工会議所、安土町商工会に申請書類一式を配架してありますので、ご自由にお持ち帰りください。

問 9 申請書など書類の記入方法がわからない場合はどうすればよいですか。

答 9 まずは別添の記載例をご確認ください。それでもわからない場合は、商工振興課（0748-36-5517）までお問い合わせください。

なお、来庁されての対応はいたしかねますのであらかじめご了承ください。

問 10 押印は必要ですか。

答 10 押印は不要（任意）です。

なお、問 11 のとおり、押印の有無により申請書類の訂正方法が異なります。

問 11 申請書類を書き間違えた場合、どのように訂正すればよいですか。

答 11 申請書兼請求書（別記様式第 1 号）については訂正できませんので、再度作成をお願いいたします。

他の書類についても再度作成いただくか、訂正される場合は以下の手順でお願いいたします。

【押印がある場合】

- ①訂正箇所を二重線で取り消し、正しい文言を訂正箇所近くに記入。
- ②申請書類に押印いただいたものと同一のご印鑑で、二重線の上に押印。

【押印がない場合】

- ①訂正箇所を二重線で取り消し、正しい文言を訂正箇所近くに記入。
- ②訂正箇所近辺に代表者名（フルネーム）を必ず代表者の自筆にて署名。

なお、押印の有無に関わらず、修正液、修正テープ、塗りつぶし、砂消しゴム等、上記以外の方法での修正は不可となります。

問 12 **金融機関の「金融機関コード」と「支店コード」がわからない場合はどうすればよいですか。**

答 12 市内の金融機関については、4 ページの「金融機関コード、支店コード一覧」をご参照ください。市外の金融機関を指定される場合は、通帳をご確認いただくか、お取引されている金融機関に照会の上、ご記入をお願いします。

3. その他

問 13 **直接窓口で提出してもよいですか。**

答 13 窓口の混雑を避けるため、窓口での申請書類の記入・提出等をご遠慮願います。
また、郵送方法につきましては、レターパックや簡易書留など、確実に書類の到達が確認できる配達記録の残る方法での送付を推奨しています。普通郵便での送付も結構ですが、市では書類の到着についての保証はできかねますので、あらかじめご承知おきください。

問 14 **申請から振込まで何日かかりますか。**

答 14 書類に不備なく審査が完了した場合、また不備が解消され審査が完了してから、おおむね 1～2 か月で振り込み予定です。
なお、振込予定日については問 15 のとおりです。

問 15 **支給が決まったことがわかる通知は届きますか。**

答 15 支給が決まったことは通知いたしません。
代わりに、市ホームページに申請日に応じた振込予定日の一覧表を掲載しますので、通帳等を記帳いただき、振り込みがあったかご確認ください。

問 16 **書類に不備があった場合はどのように連絡が来ますか。**

答 16 (オンライン申請の場合)

不備の内容により、ご担当の方へご連絡させていただくか、申請を差し戻しさせていただきます。

(メールまたは郵送による申請の場合)

不備の内容により、ご担当の方へご連絡させていただくか、メールまたは文書にて通知します(必要に応じて書類を返送いたします)。

問 17 メールにて申請しようとしたのですが、エラーが発生し、送付できません。

答 17 送付先(当課)のメールアドレスに入力誤りがないかご確認ください。

特に、1(数字のイチ)とl(アルファベットのエル)を間違えておられないかご確認ください。

【メールアドレス：01^{イチ}1008@city.omihachiman.l^{エル}g.jp】

また、添付ファイルの容量が大きく一度で送付できない場合は、複数回に分けて送付してください。なお、複数回に分けて送付いただく際は、メール本文中にその旨が分かる文言(例：添付ファイルの容量が大きいため、○回に分けて送付します。など)を記載してください。

問 18 エネルギー価格高騰事業者支援金は所得税や法人税の課税対象となりますか。

答 18 雑収入に該当するため、課税対象となります。詳しくは、所管の税務署へお尋ねください。